

## Visa TravelMoney“Gonna”発行・利用規約

本規約は、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が発行する Visa TravelMoney“Gonna”(ビザ トラベルマネー“ゴナ”)(以下「本カード」といいます。)について定めるものです。本カードは、「資金決済に関する法律」(平成 21 年法律第 59 号)に基づく資金移動業にかかる商品です。本カードの申込者及び会員は、本規約の他「お申込み及び利用に関する重要事項」、「反社会的勢力排除に関する同意条項」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」、及び当社が本カードの種類毎に定める各特約(以下この各特約合わせて「特約」といい、本規約から各特約までの規約を全て合わせて「本規約等」といいます。)の内容を理解したうえで、本規約等が適用されることに同意するものとします。なお、本規約と特約が重複や齟齬・矛盾する規定については、特約の規定が優先するものとします。

### 第 1 条(定義)

本規約等に定める語句の定義は次の通りです。

- 1.「Visa TravelMoney“Gonna”」とは、当社が発行するカードであって、会員が本カードに当社所定の方法により入金(チャージ)を行ったうえ、日本国外(以下「国外」といいます。)において現地国の通貨による現金の引出しを行い、国外及び日本国内(以下「国内」といいます。)(以下合わせて「国内外」といいます。)において商品の購入又はサービスの提供を受けることができる商品をいいます(本カードについて当社が提供するサービスを以下「本サービス」といいます。)
- 2.「申込者」とは、本規約等を承諾のうえ、本カードの発行を希望し当社所定の申込手続を行う方をいいます。
- 3.「会員」とは、申込者のうち、当社が入会を認めて本カードを発行する方をいいます。
- 4.「CD・ATM」とは、本カードを利用して現金の引出しができる国外の現金支払機(CD)及び現金自動預払機(ATM)をいいます。
- 5.「加盟店」とは、本カードを利用して商品の購入又はサービスの提供を受けられる店舗であり、Visa Worldwide Pte.Limited(以下「Visa」といいます。)に加盟したクレジットカード会社又は金融機関と契約する国内外の加盟店の総称をいいます。
- 6.「商品等」とは、本カードを決済に利用して購入する商品又は提供を受けるサービスの総称をいいます。
- 7.「カード残高」とは、本カードに入金され、利用可能な状態にある金額をいいます。なお、カード残高は、会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)において確認することができます。
- 8.「指定口座」とは、会員が本カードの入会・利用等に使用するための特約に定める金融機関口座のことをいいます。なお、指

定口座は会員と同一名義のものとしします。

9.「返金」とは、当社所定の事由により、当社がカード残高に相当する金額等を本カードの指定口座に振り込む方法により払い戻すことをいいます。

## 第2条(有効期限及び更新)

1.本カードの有効期限は、本カードの券面に記載するものとしします。

2.当社は、当社が認めた会員に対し、有効期限を更新するものとしします。なお、対象となる会員には、有効期限満了に際し新たな有効期限を付した本カードを送付するものとしします。

3. 前項において、返金等が発生した場合の返金手数料等の費用は会員の負担としします。

## 第3条(暗証番号)

1.申込者又は会員は、本カードの暗証番号を、生年月日、電話番号その他本人に関係した番号等、第三者が容易に推知できる番号に設定又は変更してはならないものとしします。また、会員は、暗証番号を記入したメモを本カードと一緒に保存する等、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしてはならないものとしします。

2.暗証番号に関する届出又は問い合わせは、申込者又は会員本人が自ら行わなければならないものとしします。

3.暗証番号が用いられた本カードの利用は、これが第三者によるものであっても、すべて会員の負担としします。ただし、会員の故意又は重過失によらずに暗証番号を第三者が知り利用したものと当社が認める場合にはこの限りではありません。

4.不正な暗証番号が複数回入力された場合、本カードの利用ができなくなる場合があります。この場合、会員は、本カードの利用を回復するために当社に申出のうえ当社所定の手続を行うものとしします。

## 第4条(年会費)

1.当社は、毎年当社所定の時期に特約に定める年会費を申し受けるものとしします。

2.年会費の徴求方法は、カード残高から年会費にかかる金額を控除する方法によるものとしします。なお、当社の裁量に基づき控除する通貨を決定できるものとしします。

3.前項において、カード残高の金額が年会費の金額に満たない場合、当社は、本カードの利用を認めない場合があります。

4.会員から申し受けた年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとしします。

5.第1項及び第2項の定めにかかわらず、当社の都合等により年会費を徴求しない場合があります。

## 第 5 条(手数料)

1.当社は、本カードの発行及び利用にあたり、次に定める場合に各手数料を申し受けるものとします。なお、各手数料の内容については特約に定めるものとします。

(1)本カードの発行(再発行及び海外緊急再発行を含みます。)

(2)本カードの利用

(3)カード残高の返金

(4)海外事務処理(当社が行う為替交換処理に際し発生するもの)

(5)指定口座の維持管理

(6)その他当社が必要と認めた場合

2.各手数料の徴求方法は、前項各号の事由が発生した際、カード残高から即時に控除する方法によるものとし、又は前項各号の事由が発生した後、カード残高に当該手数料相当額の入金があった時点においてカード残高から控除するものとします。

3.当社は、前項の控除に際し、本規約等に特別に定める場合を除き、当社の裁量に基づき控除する通貨を決定できるものとします。

4.会員から申し受けた手数料は、理由のいかんを問わず返還しないものとします。

## 第 6 条(上限額)

1.本カードの入金、現金の引出し、決済(ショッピング)、及びカード残高の各上限額は、特約に定める対象通貨の合計 100 万円相当額以内とします。

2.前項にかかわらず、当社は上限額を設定又は変更する場合があります。

3.本カードが利用可能な CD・ATM 及び加盟店において、当社が設定した上限額より低い利用制限額が独自に設定されている場合、会員は、当該利用制限額の範囲内で本カードを利用できるものとします。

## 第 7 条(貸与等の禁止)

1.本カードの所有権は当社に帰属し、本カードは当社から会員に対して貸与するものとします。

2.本カードの利用は、カード名義人である会員本人に限るものとし、会員は第三者に対し、本カードを貸与して利用させること、又は本カードもしくは本カードにかかる一切の権利を譲渡し、もしくは質入れその他の担保権を設定してはならないものとします。

3.会員が前項に違反すると当社が判断した場合、当社は本カードの利用を認めないものとします。

4.会員が第 1 項に違反したことにより生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 8 条(目的外利用の禁止)

1.本カードの利用目的は、国外における滞在費や生活費等の個人的な支払に限定さ

れるものとし、貿易や資本取引等、個人的な支払以外の目的には一切利用できないものとし、

2.会員は、前項の限定の範囲内において、本カード申込時に自己の利用目的とその内容を申告するものとし、申告した利用目的について本カードを利用するものとし、

3.会員は、本カード申込時に申告した利用目的以外の目的で本カードを利用しようとする場合には、当該利用前に、会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)において利用目的の変更登録を行わなければならないものとし、

ただし、この場合も第1項に違反してはならないものとし、

4.会員が本条に違反するものと当社が判断した場合、当社は本カードの利用を認めないものとし、

なお、当社は会員に対し、利用目的その他事項の確認を求め、

5.前項により生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとし、

#### 第9条(申込)

1.申込者は、当社所定の方法により、本カードの発行を申込み、

2.申込者は、本カードの申込時に、当社に対し、氏名、連絡先その他、本カードの発行に必要な申込者に関する情報を申告するものとし、

また、申込者は、次条に定める本人確認書類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係わる調書の提出等に関する法律(以下「国外送金調書法」といいます。)に基づく個人番号確認書類及び次条で定める書類その他当社所定の書類を提出するものとし、

#### 第10条(犯罪収益移転防止法その他の法令への対応の同意)

3.申込者が未成年である場合には、親権者の同意を得たうえで本カードの発行を申込み、

この場合の同意確認は、当社所定の方法によるものとし、

1.申込者及び会員は、当社が実施する「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づく、本人確認その他の取引時確認、国外送金調書法に基づく個人番号等の確認その他の法令等への対応のために当社が実施する手続きに協力するものとし、

(1)当社から運転免許証・パスポート等の公的資料又はその写し(以下これらを総称して「本人確認書類」といいます。)その他取引時確認等の法令等への対応のための手続きに必要な書類の提示・提出を求められた場合は、これに協力すること。

(2)当社に提出された本人確認書類等は、犯罪収益移転防止法その他の法令への対応のため原則として当社に保管され、返却は行っていないこと。免許証など原本をお客様が保管する必要がある場合は、その写しを当社に提出いただくこと。

(3)犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認手続その他の法令等に基づき必要とな

る手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあること。

2. 申込者及び会員は、外国の重要な公的地位(元首、政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等)にある者、若しくはあった者又はその家族(犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であつて、以下あわせて「外国PEPs」といいます。)に該当する場合(入会後に該当することとなった場合を含みます。)は、速やかに当社所定の手続きに従い、外国PEPsに係る届出を行います。

※外国PEPsの詳細は、当社ホームページURL

(<http://www.jaccs.co.jp/service/peps.html>)にてご案内しております。なお、会員が外国PEPsにあたる場合、犯罪収益移転防止法に基づき、厳格な取引時確認を実施する等の追加的な措置をとることが必要となりますが、当社が対応困難と判断する場合、本カードの利用を拒絶又は停止する場合があります。

#### 第11条(発行)

1. 当社は、国内に居住し、かつ特約に定める年齢以上の方で当社が認めた申込者に対し、当社所定の手続を経たうえで本カードを発行するものとします。

2. 会員は、本カードを受領した後、直ちに本カード裏面の所定欄に会員の氏名と同一の署名を行うものとします。

#### 第12条(利用登録)

1. 会員は、本カードを利用する前に、会員専用サイト

(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)において自ら当社所定の利用登録を行うものとします。なお、利用登録が行われない場合、会員は原則として本カードを利用できないものとします。

2. 前項において、会員は、当社から本カードに関する通知を受け取るため、当社に対し会員の電子メールアドレス(以下「会員アドレス」といいます。)を届出るものとします。

#### 第13条(会員番号及びパスワード)

1. 当社は、当社所定の方法により、会員に対し会員専用サイト

(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)にログインするための会員番号及びパスワード(以下合わせて「会員番号等」といいます。)を通知するものとします。

2. 会員は、会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)からパスワードを任意に変更できるものとします。この場合、生年月日や電話番号など他人に推知されやすい番号に変更してはならないものとします。

3. 会員番号等の管理に関して生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 14 条(通知)

- 1.当社が会員に対し通知を行う場合、会員アドレス宛に電子メールを送信する方法その他当社が認めた方法によるものとします。
- 2.当社及び会員が電子メールを送受信する場合、会員のパソコン、スマートフォン等の利用機器の状況(圏外、電源オフ、メールの受信ボックスの空き容量不足等)や、国内外の通信回線・通信システム障害等の事情により、配信遅延、配信不能となる場合があります。
- 3.前項の場合、当社の責に帰すべき事由によって生じた場合を除き、これにより生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 15 条(入金)

- 1.会員は、特約に定める本カードの上限額の範囲内において、特約に定める入金方法により、本カードに繰り返し入金できるものとします。ただし、当社は、利用登録の未完了その他の事由により入金を認めないことがあります。
- 2.当社は、会員が入金を行った場合、特約に定める入金手数料を申し受けるものとします。
- 3.会員が本カードに入金する際の名義は、本カードの会員名義と同一のものに限るものとします。ただし、会員が予め指定し当社が認めた場合はこの限りではありません。
- 4.会員が入金した金額は、特約に定める期間内にカード残高に反映されるものとします。
- 5.カード残高について、他の会員のカード残高への移し替え等を行えないものとします。
- 6.本カードの入金は、預金もしくは貯金又は定期積金等(銀行法第 2 条第 4 項に規定する「定期積金等」を指します。)として受け入れるものではなく、本サービスの提供を受けるためのものであり、本カードの入金額及びカード残高に対して利息は付与されないものとします。
- 7.当社は、本サービス専用の振込カードを発行しないものとし、また、会員は ATM 等で本カードを利用することによる入金は行えないものとします。
- 8.第 1 項の入金が完了した場合、当社は会員に対し、受取証書を交付するものとします。
- 9.会員は、前項の受取証書に代えて入金金額及び当社が受領した年月日等の受取証書に記載すべき事項について電磁的方法により提供を受けることに予め同意するものとします。この場合、当社は会員アドレス宛の電子メールにより前記の事項を提供するものとします。
- 10.会員は前項に基づく承諾を撤回することができます。ただし、当該承諾の撤回がな

された場合、当社は事前の通知もしくは催告をすることなく本カードの利用停止又は利用資格を喪失する措置をとるものとします。

11.会員から特約に定める上限額を超える入金があった場合又は本カード名義とは異なる名義による入金があった場合、当社は会員に対し、その旨を通知するものとします。

12.前項において返金等が発生した場合の返金手数料等の費用は会員の負担とします。

#### 第 16 条(当社の債務)

1.本カードの入金に基づき発生する当社の会員に対する債務は、会員が入金した時点におけるカード残高の範囲内に限られるものとします。

2.当社がカード残高から第 20 条 1 項に定義する利用額等を控除した場合、控除した時点において併せて当社の会員に対する債務の額も減少するものとします。

3.第 28 条に定める返金を行った場合、指定口座等への振り込みが完了しカード残高が減少した時点において当社の会員に対する債務の額も減少するものとします。

#### 第 17 条(対象通貨及び両替)

1.会員がカード残高として保有できる通貨(以下「対象通貨」といいます。)は、特約に定めるものとします。

2.会員は特約に定める場合、対象通貨間において両替を行えるものとします。

#### 第 18 条(カード残高等の確認)

1.会員は、カード残高及び利用履歴等の情報について、会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)における閲覧その他当社所定の方法により確認できるものとします。

2.前項のカード残高及び利用履歴等の情報は、加盟店の店頭や所定の売上票からは確認できないものとします。

#### 第 19 条(利用)

1.会員は、特約に定める上限額の範囲内において、カード残高から国外の CD・ATM における現金の引出し及び国内外の加盟店における商品等の取引代金について決済(以下現金の引出しと決済とを合わせて本カードの「利用」といいます。)できるものとします。

2.当社は会員に対し、本カードの利用内容を会員アドレス宛に通知するものとします。ただし、会員から会員アドレスの届出がない場合又は会員アドレスが無効である場合その他の事由により会員アドレス宛に通知できない場合には、本カード利用時に CD・ATM 又は加盟店から発行される売上票等を会員が受領した時点をもって本カードの

利用内容が通知されたものとみなします。

3.会員は、前二項の通知を受領した場合、遅滞なくこれを確認しなければならないものとし、当社が当該通知を発信した日又は会員が前項の売上票等を受領した日から20日以内に会員から当社に対し申出がない場合には、当該会員は当該利用内容に異議がないものとみなします。

#### 第20条(控除)

1.当社は、会員が本カードを利用した場合、当該利用額及びそれに基づき発生する各手数料(以下合わせて「利用額等」といいます。)をカード残高から直ちに控除するものとします。

2.当社は、原則として本カードの利用に供された対象通貨のカード残高から前項の利用額等を控除するものとします。ただし、控除時点において当該通貨のカード残高が不足する場合、対象通貨以外の通貨が利用された場合又は特約に定める場合、利用に供された通貨にかかわらず日本円のカード残高から控除するものとします。

3.当社は、利用額等の控除に際し為替交換を行う場合、特約に定める海外事務処理手数料を申し受けるものとします。なお、この場合、Visa 所定の為替レートを適用するものとします。

#### 第21条(利用制限)

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対し事前に通知することなく本カードの利用を一時的に制限する場合があります。

(1)本カード利用にかかる機器又はネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由により本カードの利用を一時的に中断することが必要な場合

(2)本カードのサービス変更又は機能拡張を行う場合

(3)その他当社が本カードの利用を停止又は中断する必要があると認める場合

2.前項により会員に生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第22条(超過利用時の措置)

1.会員は、カード残高を超えて本カードを利用できないものとします。

2.前項にかかわらず、本カードの利用にかかる機器等の通信状況その他の事由によりカード残高を超えて本カードが利用された場合、会員は、当社が加盟店に対し超過利用分の立替払をすること、及び当社が会員に対し超過利用額等の支払を請求することを予め承諾するものとします。

3.前項の支払方法は、会員が、当社が前項の支払を請求した日から20日以内に当社が指定する方法によるものとします。

4.会員が故意又は重大な過失によりカード残高を超えて本カードを利用した場合、及



び前項の期日までに支払がなされない場合、当社に生じた損害等については会員が責を負うものとし、当社は会員に対し、損害賠償請求を含め法的措置をとる場合があります。

#### 第 23 条(現金の引出し)

- 1.会員は、国外の CD・ATM において暗証番号を入力することにより、現金の引出しができるものとします。
- 2.当社は、会員が現金の引出しをする場合、特約に定める ATM 引出手数料を申し受けるものとします。
- 3.CD・ATM 及び国・地域によっては、現金の引出しをする毎に、当該金融機関所定の CD・ATM 利用料及び当該国・地域が定める諸法令に基づく諸税等が課される場合があります。

#### 第 24 条(決済)

- 1.会員は、国内外の加盟店において本カードを提示し所定の売上票に本カード裏面に記載した署名と同一の自己の署名を行うことにより、商品の購入又はサービスの提供を受けられる(決済(ショッピング))ものとします。なお、加盟店によっては、売上票への署名に代えて加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力する等の手続により決済する場合があります。
- 2.会員がインターネットその他各種ネットワーク通信による取引において決済する場合、会員は本カードの提示に代えて、カード番号、有効期限、会員の氏名その他所定の事項を、インターネットその他各種ネットワーク通信によって加盟店又は当社に対し送信するものとします。
- 3.会員が郵便・ファクシミリ・電話等による取引において決済する場合、会員は本カードの提示に代えて、取引申込書等にカード番号、有効期限、会員の氏名、住所その他所定の事項を記入し送付すること又は電話により加盟店又は当社に対し前記の事項を告知するものとします。
- 4.前項までの決済において、利用金額、購入する商品等の種類等によっては、事前に当社の承認が必要になる場合があります。この場合、会員は加盟店が当社に対し当該決済に関する照会を行うこと並びに当社が直接又は加盟店を通じ会員本人による決済であることを確認することを予め承諾するものとします。
- 5.当社は、当社が指定する国又は特定の地域における決済を制限する場合があります。
- 6.本カードは、通信料金、サービス料金等の継続的に発生する各種利用代金の取引等については決済できないものとします。なお、前記の他決済できない取引等については、当社サービスサイト(<https://www.gonna-jaccs.jp/travel/>)において随時公開するものとします。

## 第 25 条(取引代金の返還)

本カードにより決済された商品等について、会員が何らかの理由により当該商品等の取引代金の返還を受ける権利を有することを当社が確認した場合、当社は、当該商品等の取引代金に相当する金額をカード残高に加算する方法により返還するものとしします。

## 第 26 条(利用停止又は会員資格喪失)

1.当社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合又は特約で定める場合、会員に対し事前の通知もしくは催告をすることなく本カードの利用停止又は利用資格を喪失する措置(以下合わせて「利用停止等」といいます。)をとるものとしします。

- (1)本規約等に違反した場合
- (2)虚偽の登録又は申告を行った場合
- (3)過去に利用停止等の措置を受けている場合、又はその他不正行為を行っていたことが判明した場合
- (4)当社に対し暴力的な行為、脅迫的な言動、法的な制限を超えた不当な要求をした場合、又は当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合(第三者にこのような行為を行わせた場合も含みます。)
- (5)不正改ざん等を行っている場合、又は本カードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、本カードを利用していることが判明した場合
- (6)本カード券面に記載された情報又は第 30 条第 1 項に定義する本カード等の情報を第三者に開示もしくは公開又はインターネット上にアップロードしていることが判明した場合
- (7)他の会員になりすますこと、詐欺等の犯罪行為を行っていることが判明した場合
- (8)前各号までの定めその他、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為を行っていることが判明した場合
- (9)カード利用状況等が適当でない又は不審であると当社が判断した場合
- (10)本カードの申込、入金及び利用に関して犯罪行為の疑いがあると当社が判断した場合
- (11)死亡した場合
- (12)国内に居住しなくなった場合
- (13)当社が発行(再発行を含みます。)したカードを当社所定の期間内に受領しない場合
- (14)内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係わる調書の提出等に関する法律が定める個人番号(マイナンバー)の提出(書面又は電磁的方法によるものとしします。)について、当社からの提出の求めに応じなかった場合

(15) 当社に提出した個人番号(マイナンバー)が変更になった時に、遅滞なく当社に連絡し、再提出(書面又は電磁的方法によるものとします。)を行わなかった場合

(16) 会員が入金した場合に当社が交付すべき受取証書に代えて、当社より受取証書に記載すべき事項を、入金完了メール等の電磁的方法で提供することに同意しない場合又は同意を撤回した場合

(17) 外国 PEPs に該当した場合

(18) その他会員として不適格であると当社が判断した場合

2. 当社が特定の加盟店等との提携によりカードを発行している場合において、当社と当該加盟店等間の提携契約が終了したときは、本カードの有効期間にかかわらず、当該本カードは失効するものとします。ただし、会員は、別途当社が認める場合には当該本カードを継続して利用できるものとし、当社は当該本カードに代わるカードへの入会の案内を行うよう努めるものとします。

3. 本カードの利用資格を喪失した場合、会員は本カードを当社に直ちに返却するか、当社の指示により会員において本カードを裁断し破棄するものとします。また当社に対する未払債務があるときは、これが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

4. 前三項に該当し、本カードの利用停止等により生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

5. 本条において返金等が発生した場合の返金手数料等の費用は会員の負担とします。

#### 第 27 条(会員の都合による脱会)

1. 会員は、本カードの有効期間満了前であっても、当社に申出たうえ当社所定の手続により脱会できるものとします。なお、会員は、脱会後は本カードを一切利用できなくなるものとします。

2. 前項の場合、会員は、本カードを当社に対し直ちに返却するか、当社の指示により会員において本カードを裁断し破棄するものとします。

3. 第 1 項において返金等が発生した場合の返金手数料等の費用は会員の負担とします。

#### 第 28 条(返金)

1. 当社は、第 2 条、第 15 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条に基づき、会員に対しカード残高を返金するものとします。

2. 当社は、返金を行う場合、特約に定める返金手数料を申し受けるものとします。

3. カード残高の返金方法は、カード残高から返金手数料等を控除した金額を指定口座又は指定口座以外の会員が指定する口座(以下「指定口座等」といいます。)に振り込む方法によるものとします。ただし、当社は、カード残高が返金手数料等に満た

ない場合には、これを返金する義務を免れるものとします。

4.当社は、前項ただし書きにおいて返金義務を免れた限度において、当該カード残高相当額を当社の名義により公益財団法人日本盲導犬協会その他当社が適当と認める公益活動を実施する団体に対して寄付を行うものとします。なお、寄付に対する個別の会員宛の証明書の発行は行わないものとします。

5.第1項の返金に際し、会員が当社に対し本カードに関連して債務を負担している場合、当社はカード残高から当該債務額を控除できるものとします。

6.会員は、返金を申請する場合、当社が会員より返金の申請を受け付けてから指定口座等に振込むまで当社所定の期間を要することについて予め承諾するものとします。

7.有効期限の満了又は本カードの利用停止等から5年が経過した場合、会員は当社に対し、カード残高の返金を求められないものとします。なお、会員は、上記期間内であっても、関係法令の定めに従いカード残高を返金できない場合があることについて予め承諾するものとします。

#### 第29条(未利用時の返金)

1.会員が相当の期間本カードを利用せず、かつ、当社からの連絡の後、当社が指定した期日までに明確な利用の意思表示がない場合、当社は随時カード残高を返金するものとします。

2.前項の場合、返金手数料等の費用は会員の負担とします。

#### 第30条(盗難・紛失・不正利用等への対応)

1.会員は、本カード、カード番号、暗証番号、会員番号等(以下合わせて「本カード等」といいます。)の盗難・紛失、偽造、破損、スキミング、第三者による利用等(以下「事故等」といいます。)に遭った場合又はそのおそれがある場合には、直ちにその旨を当社に届出のうえ、盗難・紛失の場合は警察署又は交番に届出なければならないものとします。この場合、会員は、直ちに会員専用サイト

(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)において利用停止手続を行うか、又は当社に当該手続を依頼しなければならないものとします。

2.前項の事故等により本カード等が第三者に利用された場合(以下「第三者利用」といいます。)であっても、これによる損害等は会員の負担とします。

3.前項にかかわらず、第三者利用が行われた場合、会員が第1項に定める手続をすべて行い、本カード等の管理状況その他第三者利用に関連する事項に係る当社の調査に対し遅滞なく応じたことを条件として、会員が届出を行った日から遡って30日前から第1項に定める利用停止手続が完了するまでの期間において第三者利用から直接生じた損害等について当該損害等の発生時点におけるカード残高を限度として当社が負担するものとします。

4.前項にかかわらず、次の各号のいずれかの事由による事故等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1)会員の故意又は重大な過失

(2)会員の家族、同居人もしくは関係人又は会員の代理人その他の財産管理者による不正利用

(3)戦争・地震等による著しい秩序の混乱

(4)会員が第1項の届出を行い、本カード等を第三者に譲渡又は貸与し又は特約に定める各手数料の支払等を遅滞する等、本規約等に違反する状況

(5)暗証番号の入力に伴う利用(第3条第3項ただし書きの場合を除きます。)

(6)その他、前各号に準じるもの

5.第3項に定める負担は、事故等に係る当社の調査が終了した後、第1項の届出の日から150日を超えない期間内において当該損害にかかる金額をカード残高に返還する方法により補てんするものとします。ただし、第三者利用の疑いがある取引の件数又は国外における利用等、合理的な理由がある場合には、当社は会員に通知することにより、当該調査期間を延長することができるものとします。

6.会員は、第1項に基づき利用停止を行った場合、当社から調査が終了した旨又は利用停止を解除できる旨の通知を受けるまで、利用停止を解除し又は入金を行ってはならないものとします。

7.会員が前項に違反した場合、利用停止を解除し又は入金をした時点以降の利用については、第3項の規定にかかわらず、第三者利用による場合であってもその損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負担しないものとします。

#### 第31条(再発行)

1.会員は、前条の事故等の届出を行った場合、本カードの再発行の要否等を当社所定の方法により速やかに当社に対し届出るものとします。

2.当社は、前項により会員が再発行を求めた場合、遅滞なく本カードを再発行するものとします。

3.当社は、再発行の際、本人確認のため、会員に対し本人確認資料又はその写しの提出を求める場合があります。会員はこれを承諾し、提出するものとします。なお、会員が当社の求めに応じず、本人確認資料又はその写しを提出しない場合、当社は本カードの再発行を認めないことがあります。

4.当社は、本カードを再発行する場合、特約に定めるカード再発行手数料を申し受けるものとします。

5.会員は、使用不能となった再発行前の本カードが手元にある場合には、当該本カードを当社に返却するか、当社の指示により会員において本カードを裁断し破棄するも

のとします。

6.第2項にかかわらず、同一会員から事故等の発生の届出が短期間に複数回なされる等、当社が適当でないと判断した場合、当社は、本カードの再発行を認めないものとします。

7.再発行した本カードの取扱いは、本カードと同様とします。

#### 第32条(緊急再発行)

1.会員は、国外において第30条の事故等が発生した場合、当社所定の方法により届出ることにより臨時に利用可能な本カードの緊急再発行を受けられるものとします。

2.緊急再発行する本カードの有効期限は当社所定の一時的な期間とし、後日、前条の再発行手続が必要となるものとします。

3.当社は、本カードを緊急再発行する場合、特約に定める緊急再発行手数料を申し受けるものとします。

4.同一会員から緊急再発行の届出が繰り返される等、当社が適当でないと判断した場合には、当社は本カードの緊急再発行を認めないものとします。

#### 第33条(安全管理)

会員は、本カード等を善良な管理者の注意をもって保管し、かつカード番号及び暗証番号その他本規約に基づく利用を行うために必要となる情報の秘密を守るために、合理的に可能なすべての措置を常に講じるものとします。

#### 第34条(費用・公租公課等の負担)

1.会員は、超過利用分による立替払金の支払遅延等、会員の責に帰すべき事由により生じた、次の各号に定める費用・公租公課等を当社に対し支払うものとします。

(1)当社が訪問集金(国内に限る)したときは、訪問集金費用(訪問回数1回につき1,000円+消費税)

(2)会員が超過利用分の立替払金の支払を遅延し当社がその支払を書面で催告したときは、当該催告に要した費用

(3)当社が振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料(送付1回につき300円+消費税)

2.本規約等に基づく費用・手数料に関して課される消費税及び地方消費税その他の公租公課は会員が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても会員が負担するものとします。

#### 第35条(遅延損害金)

会員が手数料、超過利用分の立替金等の当社に対する支払を遅延した場合、支払

期日の翌日から支払日に至るまで当該金額に対し、年14.60%を乗じた金額を当社に対し支払うものとします。

#### 第36条(充当順位)

会員は、会員の当社に対する支払金額が、本規約等及び当社とその他の契約に基づき会員が当社に負担する一切の債務を完済させるのに足りない場合には、会員への通知なくして、当社が定める順序及び方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。ただし、会員が予め指定し当社がこれを認めた場合にはこの限りではありません。

#### 第37条(責任限度額)

本規約等に特別の定めがある場合を除き、当社の会員に対する責任限度額は、その時々におけるカード残高相当額とします。また、当社の会員に対する責任限度額は、本カードに入金されている通貨建てとします。

#### 第38条(免責)

- 1.会員の所在が不明又は指定口座等が解約されている等の理由により、当社から当該会員へ返金できない場合、又は返金を留保している場合には、第28条第1項に定める返金義務が生じた時から5年を超えない期間において会員の返還請求に応じるものとします。
- 2.本サービスのシステムの故障又は保守管理等の作業のため、本サービスの全部又は一部を中断、停止又は利用制限を行う場合には、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、会員に生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3.通信システム障害、回線障害、会員が利用する金融機関又はCD・ATMの障害及び加盟店における障害、法令及び当局の命令、戦争、事変、災害、天災地変等の当社の責めによらない事由により本サービスを利用できない場合には、会員に生じた損害等について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 4.法令又は本規約等に特別の定めがある場合を除き、本カードに関連して会員に生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5.CD・ATMの異常による現金の引出し不備又は加盟店での本カード利用の際に用いる各種端末の異常による決済不備に起因する問題等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 6.本カードの決済により加盟店で購入した商品等に生じた問題について、会員は、本カードを利用した当該加盟店との間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。

7.会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)の会員番号等又は本カードの暗証番号にかかる第三者による不正使用により会員に生じた損害等については会員本人による利用とみなし、会員がその責を負うものとします。ただし、会員の故意又は過失によるものではないことを当社が確認できた場合はこの限りではありません。

8.第 15 条第 9 項に定める通知は、利用登録の内容不備の他、会員のパソコン、スマートフォン等の利用機器の状況(圏外、電源オフ、メールの受信ボックスの空き容量等)や、国内外の通信回線・通信システム障害等の事情により、配信遅延、配信不能となることがあります。これにより会員に生じた損害等について、当社の故意又は重大な過失によるものでない限り、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 39 条(権利譲渡)

当社は、本規約等に基づく当社の権利及び義務の一部又は全部を第三者(法人を含みます。)に対し、譲渡することができるものとします。この場合、当社は、当該第三者に対し、本規約等に定められた会員に対する義務を継続して負担させるものとします。

#### 第 40 条(届出事項の変更)

1.次の各号の事項に変更があった場合、会員は、速やかに当社に対し変更の手続きを行わなければならないものとします。会員がこの手続きを行わなかったために送付物(電子メール・その他の電磁的方法による案内・連絡を含みます。以下同じ。)が会員に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

(1)名前、住所、メールアドレス、電話番号、個人番号

(2)利用目的

(3)外国 PEPs への該当性、その他関連事項

(4)その他当社所定の事項、詳細については当社サービスサイト

(<http://www.gonna-jaccs.jp/travel/>)をご覧ください。

2.会員が届出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天災地変、郵便事業者又は電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他の不可抗力等により、送付物が会員に到着しなかった場合、通常どおりに当該送付物が到着したものとみなします。

#### 第 41 条(本規約等の変更)

1.当社は、会員が届出た連絡先へ当社所定の方法により通知又は当社サービスサイト(<http://www.gonna-jaccs.jp/travel/>)において公表する方法により、本規約等を変更することができるものとします。

2.会員は、前項の通知又は公表後に本カードを利用した場合、当該利用をもって変更内容を承諾したものとみなすことに異議がないものとします。



## 第 42 条(準拠法)

本サービスにかかる準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

## 第 43 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約等に基づく取引について当社との間に紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、当社の本店又は本社を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

### <問い合わせ>

本規約等の内容及び本カード又は本サービスに関するご質問、当社のサービス水準についての苦情等の問い合わせ先は以下のとおりとします。

Gonna カスタマーデスク

電話番号:0800-123-5757

※上記フリーコールがご利用できない場合は以下の電話番号にお掛けください。

電話番号:03-4531-5757

※海外からの問い合わせ先は、当社サービスサイト

(<http://www.gonna-jaccs.jp/travel/>)のご案内をご確認ください。

### <苦情等対応>

当社は、資金決済に関する法律に基づき、本カード又は当社の資金移動業務に関して第三者の介入による解決を希望される方に、以下の機関をご紹介しており、以下の機関を利用して苦情及び紛争の解決に努めます。

#### [苦情対応]

一般社団法人日本資金決済業協会(専用のウェブサイト <http://www.s-kessai.jp/>)

電話番号:03-3556-6261

#### [紛争解決]

東京弁護士会紛争解決センター 電話番号:03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話番号:03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話番号:03-3581-2249

#### お申込み及びご利用に関する重要事項

当社が発行する本カードの申込者及び会員(以下合わせて「会員」といいます。)は、本重要事項に同意のうえ、本カードの発行を申込み、利用するものとします。本重要事項は、本規約等の一部を構成するものとします。

## 第 1 条(銀行等が行う為替取引ではないことの説明等)

- 1.本カードは、銀行等が行う為替取引のための商品ではありません。
- 2.本カードは、預金もしくは貯金又は定期積金等を受け入れるものではありません。
- 3.本カードは、「預金保険法」(昭和 46 年法律第 34 号)第 53 条又は「農水産業協同組合貯金保険法」(昭和 48 年法律第 53 号)第 55 条に規定する保険金の支払いの対象

とはなりません。

4.会員の保護のための制度として、「資金決済に関する法律」(平成 21 年法律第 59 号)に基づく履行保証金制度が設けられています。当社は、本カードの発行にあたり、以下に定める相手方と、履行保証金を保全するための履行保証金保全契約を締結しています。

(相手方の商号)

株式会社みずほ銀行

5.会員は、資金決済に関する法律に定める権利の実行の手続きにおいて、カード残高分の金額につき履行保証金から還付を受ける権利を有します。

第 2 条(その他本カードの重要事項)

1.本カードの利用にあたっては、本重要事項と合わせて本規約等をご覧ください。

2.本カードにより利用可能な金額(カード残高)の上限は、特約に定める取扱い通貨の合計 100 万円相当額までとします。なお、当社は、会員が本カードに入金可能な金額、CD・ATM からの引出し可能な金額及び加盟店での商品の購入に利用可能な金額、その他当社が定める利用可能な金額について、上限額を設定する場合があります。また、本カードが利用可能な CD・ATM 及び加盟店において、当社が設定した上限額より低い利用制限額が独自に設定されている場合、会員は、当該利用制限額の範囲内で本カードを利用できるものとします。

3.会員が本カードに入金手続を行ってから、本カードを CD・ATM 又は加盟店でご利用いただけるまでの標準履行期間は、特約に定めるものとします。

4.本カードの発行及び利用にあたって会員が負担する手数料は、特約をご覧ください。

5.本カードの有効期限は、当社が本カードを発行した時点から、会員の本カードの券面に記載した期限までとします。

6. 会員は会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)にアクセスすることにより、カード残高等を確認することができます。

7. 会員は本カードをご利用いただく際に、暗証番号が必要になる場合があります。

8. 本カードの利用目的は、国外における滞在費や生活費等の個人的な支払に限定されるものとし、貿易や資本取引等、個人的な支払以外の目的には一切利用できないものとします。

第 3 条(本重要事項の変更)

本重要事項に定める条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

反社会的勢力排除に関する同意条項

当社が発行する本カードの申込者及び会員(以下合わせて「会員」といいます。)は、本同意条項に同意のうえ、本カードの発行を申込み、利用するものとします。本同意条項は「本規約等」の一部を構成するものとします。

#### 第 1 条

会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)総会屋等
- (6)社会運動等標榜ゴロ
- (7)特殊知能暴力集団等
- (8)前各号の共生者
- (9)その他前各号に準ずる者

#### 第 2 条

会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1)暴力的要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

#### 第 3 条

会員が前 2 条に定める事項に反すると具体的に疑われる場合、当社は会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。

#### 第 4 条

会員が第 1 条もしくは第 2 条のいずれかに該当した場合、第 1 条もしくは第 2 条の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、本カード入会お申込みを認めること、又は本カードの利用を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は本カード入会お申込みを認めることを拒絶し、

又は会員資格を喪失させることができるものとします。会員資格が喪失した場合、会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとしてします。

#### 第 5 条

第 4 条の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとしてします。また、第 4 条の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求しないものとしてします。

#### 第 6 条

第 4 条の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとしてします。

#### Visa TravelMoney“Gonna”(特約)

本特約は、株式会社ジャックス(以下「当社」といいます。)が発行する Visa TravelMoney“Gonna”(以下「本カード」といいます。)について適用される事項を規定したものです。本カードの申込者及び会員は、「Visa TravelMoney“Gonna”発行・利用規約」(以下「本規約」といいます。),「お申込み及びご利用に関する重要事項」、「反社会的勢力排除に関する同意条項」、「個人情報取扱いに関する同意条項」及び本特約(以下合わせて「本規約等」といいます。)の内容を理解したうえで、本規約等が適用されることに合意するものとしてします。なお、本特約にて使用される用語のうち本特約において定義されないものについては本規約において定義された意味によるものとしてします。

#### 第 1 条(申込年齢)

本カードの申込は、申込年の 3 月 31 日時点において満 15 歳以上である方が行うことができるものとしてします。ただし、当社が適当と認めた場合はこの限りではありません。

#### 第 2 条(入金方法)

- 1.本カードへの入金方法は、指定口座宛に、国内の金融機関の ATM・窓口・インターネットバンキングにおける一般的な国内向けの振り込みと同様の方法により、日本円により振り込む方法によるものとしてします。
- 2.会員が指定口座宛に振り込みをした金額は、各金融機関の営業日に基づき最大で

1 営業日後迄に、日本円によりカード残高として本カードに入金が反映されるものとします。

### 第3条(対象通貨)

本カードのカード残高として保有できる対象通貨は円、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルとします。

### 第4条(両替)

- 1.会員は、会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)において、当社所定の方法により日本円のカード残高の範囲内で日本円を前条に定める各対象通貨に、又は対象通貨のカード残高の範囲内で当該通貨を日本円に両替できるものとします。
- 2.前項の場合、当社は対象通貨ごとにカード残高を管理するものとします。
- 3.会員が1回に両替できる通貨は1種類とし、複数の通貨への両替は行えないものとします。また、日本円以外の対象通貨から日本円以外の他の対象通貨へ直接両替を行うことはできず、この場合には一度日本円に両替する必要があります。
- 4.当社は、両替が行われた場合、両替手数料を申し受けるものとします。なお、両替手数料は当社所定の為替レートに含まれるものとし、当該為替レートについては、会員専用サイト(<https://member.gonna-jaccs.jp/>)に表示するものとします。
- 5.第1項の両替を行う場合、両替元の通貨のカード残高及び両替先の通貨のカード残高の加減算及び両替手数料の控除は即時に行われるものとします。

### 第5条(日本円以外の対象通貨のカード残高の返金)

当社は、日本円以外の対象通貨のカード残高について、指定口座に対する返金を行わないものとします。この場合、原則として、会員において前条に基づき日本円への両替を行った後、当社は日本円のカード残高について返金手続を行うものとします。

### 第6条(特約の変更)

当社は、会員が届出た連絡先へ当社所定の方法により通知(書面又は電磁的方法によるものとします。)し、又は当社サービスサイト(<http://www.gonna-jaccs.jp/>)に公表する方法により、本特約を変更することができるものとし、会員は、これをあらかじめ承諾するものとします。

### 第7条(本規約との適用関係)

本特約に記載なき事項については、本規約によるものとし、本規約と本特約の規定が重複又は相違・齟齬する場合には、本特約の規定が優先するものとします。

別表

手数料			
手数料 項目	金額		
年会費	0 円		
カード発 行手数料	0 円		
入金手 数料	0 円		
ATM 引 出手数 料	通貨	米ドル	ユーロ
	額	2.0 米ドル／回	1.75 ユーロ／回
	通貨	豪ドル	英ポンド
	額	2.5 豪ドル／回	1.5 英ポンド／回
	通貨	円	
	額	200 円／回	
	<p>※ATM 引出時に引出通貨のカード残高より申し受けます。          ※通貨によっては、日本円のカード残高より申し受けます。</p>		
海外事 務処理 手数料	通貨	日本円	
	率	4.00%／回	
<p>※加盟店での利用又はATM引出し時にカード残高に決済通貨を保有して          いない又は不足していた場合には、現地の通貨より円の通貨に換算する          際の手数料として、日本円のカード残高から出金する際に、日本円のカー          ド残高より申し受けます。</p>			
口座維 持手数 料	通貨	日本円	
	額	100 円+消費税(月額)	
	<p>※最終利用(入金・両替を含みます。)日より 366 日を経過しても利用がな          い場合は、日本円のカード残高より毎月 25 日に継続して申し受けます。          ※期間経過後に、新たに利用した場合、起算日は変更されます。新たな起          算日から 366 日経過するまでの口座維持手数料は無料となります。</p>		
返金手 数料	通貨	日本円	
	額	500 円+消費税／回	

	※返金時に日本円のカード残高より申し受けます。	
カード再 発行手 数料	通貨	日本円
	額	500 円+消費税／枚
	※再発行時に、日本円のカード残高より申し受けます。	
緊急再 発行手 数料	通貨	日本円
	額	2,000 円+消費税／枚
	※海外での緊急再発行時に日本円のカード残高より申し受けます。	

上限額		
項目	単位	上限額
入金	回	100 万円相当額以内
	日	100 万円相当額以内
	月	200 万円相当額以内
	年	500 万円相当額以内
ATM 引出	回	現地通貨で 10 万円相当額以内
	日	現地通貨で 100 万円相当額以内
	年	現地通貨で 500 万円相当額以内
ショッピング	回	現地通貨で 100 万円相当額以内
カード残高	—	100 万円

(2017 年 6 月現在)